

令和 6 年

行方市農業委員会

第 6 回総会会議録

(令和 6 年 5 月 2 7 日)

令和6年5月27日 行方市農業委員会第6回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第40号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第41号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第42号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第43号	現況証明願について
議案第44号	令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について
議案第45号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
議案第25号	不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について
議案第26号	制限除外の移動届の受理について
報告第27号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第28号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第29号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 矢 幡 幹 守	2番 谷田川 栄	3番 近 藤 芳 子
4番 茂 木 孝	5番 橋 本 清	6番 平 塚 実
7番 横 瀬 忠 美	8番 古 渡 武 文	11番 風 間 啓 次
12番 根 本 正 義	13番 小 沼 正 二	14番 大久保 正 一
15番 郡 司 正 彦	16番 椎 名 勇	17番 高 塚 利 英
18番 根 崎 和 枝	19番 清 水 量	

本日の出席推進委員

1番 深 澤 泉	2番 平 山 正	3番 内 山 市 也
4番 宮 内 正 美	5番 箕 輪 澄 子	6番 森 山 正 一
7番 石 間 信 一	8番 日 下 正 之	9番 吉 田 正 弘
10番 大 原 富士男	11番 横 田 俊 信	12番 鈴 木 喜 昭
13番 野 原 賢 一	14番 川 島 隆 道	15番 石 田 充 春
16番 関 口 順 一		

3 本日の欠席委員

9番 内 藤 宏 一 10番 本 澤 政 雄

本日の欠席推進委員

なし

4 議事内容

(開会宣言) 午後 3時00分

事務局	ただいまより令和6年行方市農業委員会第6回総会を開会させていただきます。
事務局	(会長挨拶)
事務局	総会議事日程第2、会長挨拶。
会長	高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	それでは、総会に先立ちまして、ご挨拶を申し上げます。
	新緑も色濃くなってまいりまして、もう湖青というような始まりかなということでございます。今年は、エルニーニョが終わり、今度はラニーニャということでございます。どのような天候になるのか、大雨とかいろいろ心配なところであります。農業委員、推進委員の皆様には、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
	さて、16日に県の会長会議がありまして、その中で、地域計画での話し合い等の要請がありましたならば、委員、推進委員の皆様には何かとお忙しいでしょうが、協力のほうよろしくとのお話がありましたので、そのときにはよろしく願いをしたいと思います。
	簡単ですが、挨拶に代えます。
事務局	(経過報告)
事務局	ありがとうございました。
	続きまして、日程第3、経過報告。
	この後の、行事経過報告によりまして説明をさせていただきます。
	5月の行事経過報告、総会以降の報告とさせていただきます。
	まず、4月25日、広報委員会へ広報委員と事務局で出席いたしまして、農委だより第38号について、検討させていただいております。
	同じく5月13日にも、広報委員さんと事務局で出席いたしまして、農委だよりの第38号につきまして検討を行ってございます。
	続きまして、5月16日でございます。地区協議会会長・事務局長会議ということで、大洗で開催されまして、会長と事務局で、出席させていただきました。ここで、茨城県農業会議の役員並びに常設審議員の改選についての説明と永年勤続農業委員、職員に対する感謝状の交付について説明を受けてきたところでございます。
	続きまして、同日の5月16日から17日にかけてでございます。第1回農業委員会会長・事務局長会議ということで、同じ場所で開催されましたものに出席しています。全国農業新聞の農業新聞農業者年金に関する表彰と農業者年金はじめ、推進についての講義、あと、情報提供ということで、こちらに行ってきたところでございます。この場で、農業会議からの農業者年金に対する表彰がありまして、農業者年金の加入推進に寄与された農業委員会のうち、令和5年度の新規加入目標を達成した新規加入者数上位5位までの年間表彰するというところで、表彰などを受けてございます。
	続きまして、5月17日でございます。行方市病虫害防除対策協議会の役員会へ会長と会長代理で出席いただきました。

	続きまして、５月２２日、こちら行方市農業再生協議会の総会を、会長、農政部会長と私で出席のほうさせていただいているところでございます。 続きまして、５月２７日、本日でございます。第６回総会ということで開催中でございます。 経過報告につきましては以上でございます。
	(議長の選出)
事務局	続きまして、日程第４に入ります。 議長の選出につきましては、農業委員会規則第５条第１項によりまして、高塚会長に議長としての議事進行を担っていただきます。よろしくお願いします。
	(委員の出席状況)
議長	それでは、ただいまの出席委員は１７名、欠席委員は２名です。定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。
	(会期)
議長	本日の会期は、本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全	異議なし。(全員一致)
議	異議なしと認め、会期は本日１日といたします。
	(会議録署名人の指名)
議長	議事録署名人を議長において次のように指名をいたします。 １ 番矢幡幹守委員 ２ 番谷田川栄委員。
	(書記の任命)
議長	総会書記として、事務局、稲田事務局長補佐、箕輪係長を任命いたします。
	(議案の審議)
議長	議事日程は、別紙日程表のとおりです。 それでは、議案の審議に入ります。
	(議案第４０号)
議長	議案第４０号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明を願います。
事務局	議案第４０号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和６年５月２７日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。 案件につきましては、第７項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。

		なお、第1項から第7項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。12番、根本委員。
1	2番	12番、根本です。3条、第1項について報告いたします。 なお、本件は、大久保委員、吉田、日下両推進委員とともに調査してまいりました。 1項、譲受人は、市内行戸区在住、74歳農業の女性、譲渡人は、市内小貫在住、71歳会社員の男性、土地は、小貫にわたって1,539平方メートル、申請事由は、農業経営の規模拡大で、区分は売買による所有権移転であります。譲受人は現在、カンショと水稻を3万600平方メートル経営しており、当該地まで4キロ、10分ということであります。調査の結果、許可することに問題のないものと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。13番、小沼委員。
1	3番	13番、小沼です。2項の調査報告をします。 この調査人は、麻生、太田、4人で調査をしてまいりました。 譲受人は、行方市麻生、48歳会社員の男性の方、譲渡人は、行方市麻生、79歳無職の女性の方です。申請理由は、農業の経営の規模拡大を図る。区分は、売買による所有権移転です。譲受人は、隣の方が旦那さんを亡くして、実家に帰って、その隣の家を買うことになり、農地がついているので、露地野菜を作りたいということです。年間280日、家から20メートル、何ら問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いします。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査委員より調査の報告を求めます。15番、郡司委員。
1	5番	15番、郡司です。第3項について、高塚会長に代わって調査報告いたします。 調査は、高塚会長と野原推進委員で行いました。 譲受人は、市内手賀在住、法人役員兼農業の50代の男性の方です。譲渡人は、市内玉造甲在住、自営業の70代の男性の方です。申請事由については、営農規模の拡大です。区分は、売買による所有権の移転となります。譲渡人は高齢となり、営農規模の縮小を考えておりまして、今回、譲受人に売買の話がありまして、譲り受

議 全 議	長 員 長	けることになったそうです。通作時間も５分から１０分程度です。譲受人は、現在３３０アールほど耕作しております。調査の結果、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
		調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
		異議なし。（全員一致）
議 全 議	長 員 長	異議なしと認め、３項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 1	次に、４項の調査委員より調査の報告を求めます。１１番、風間委員。
		１１番、風間です。今回のこの案件は、内藤委員さんの代理での報告といたします。
		４項の報告をいたします。この案件につきましては、風間、根崎常任委員、関口、石田推進委員さんとともに、調査してまいりました。
議 全 議	長 員 長	譲受人は、当市浜に在住、４１歳会社役員の男性です。譲渡人は、同市浜に在住する７０歳会社員です。２人の関係は親子です。申請事由については、経営移譲で、区分について、贈与による所有権移転です。現地は、国道３５５号付近、浜地区の霞ヶ浦付近、自宅付近となります。調査の結果、何ら問題なく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
		調査の結果は、何ら問題がなく、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
		異議なし。（全員一致）
議 全 議	長 員 長	異議なしと認め、４項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 2	次に、５項の調査員より調査の報告を求めます。１２番、根本委員。
		１２番、根本です。３条、第５項について報告いたします。
		本件は、大久保委員とともに調査してまいりました。
議 全 議	長 員 長	５項、譲受人は、鹿嶋市在住、７６歳農業の男性、譲渡人は、山梨県北杜市在住、７９歳無職の男性、申請事由は、農業経営の規模拡大で、区分は、売買による所有権移転であります。土地は、市内行戸区の畑８７２平方メートルです。譲渡人は、実家に誰もいなくなったために相続したのですが、遠方のため管理ができないので、知人の譲受人に託したいということであります。畑は、斜面に梅の木が植えてあるので、譲受人の経営の栗、芋と合わせて、管理していきたいということでありました。調査の結果、許可相当であると調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
		調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
		異議なし。（全員一致）
議 全 議	長 員 長	異議なしと認め、５項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、６項の調査員より調査の報告を求めます。３番、近藤委員。

3	番	3番、近藤でございます。6項について調査報告をいたします。 調査には、本澤、清水両委員、大原、横田両推進委員に協力をいただきました。 譲受人は、行方市両宿の法人でございます。大葉1万6,904平米を作付しております。譲渡人は、行方市小貫在住の男性の方です。申請が出ております土地は、小貫地内の田5筆9,931平米、畑4筆9,889平米です。土地の所在は、元の小貫小学校より北へ1.5キロメートルほどの所です。申請事由は、農業経営の規模拡大のためと、渡人が東京へ移住するため処分するためで、区分は売買による所有権移転でございます。 今回の申請は、法人が農地を取得するには、農地所有適格法人という定められた要件を満たす必要があり、当法人は、農地法第2条3項の要件に適合し、農業経営を行うために、農地を取得できる法人だったと確認しております。 申請書類に記載された内容が、審査基準の項目ごとに適合するか、調査をさせていただきました。農地法3条2項の1項で全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、保有しているほとんどの農地を耕作しており、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作すると思われます。 農地法3条2項の7号ですが、地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。第2号農地所有適格法人要件、3号信託の引受けの禁止、5号転貸または質入れの禁止には該当しておりません。 以上、調査しました結果、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果、何ら問題がないということでした。それでは審議をお願いいたします。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。6番、平塚委員。
6	番	6番、平塚です。第7項の調査報告をいたします。 この調査には、橋本委員、宮内、内山両推進委員のご協力をいただきました。 譲受人は、市内新宮在住、60代の公務員兼農業の方です。譲渡人も、同じく市内新宮在住、60代の公務員の方です。申請事由は、議案書のとおり農業規模拡大のための所有権移転です。当該申請地は、行方市新宮で、県道185号線の元吉川の境付近を東に2キロほど向かった辺りです。当該土地に隣接して、受人の圃場があり、現在どちらも耕作されておりましたが、今年3月に付近でイノシシの出没が確認され、荒れ地の解消を求められたが、私には管理できないとのことで、受人が購入し、まとめて農地に復元するそうです。取得後の経営面積が、田畑合わせて2万1,052平米です。通作距離は、車で約2分ほどです。受人は、農機具もそろっており、必要書類も添付され、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第41号）
議	長	次に、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について、下記のとおり承認申請があったので提案する。令和6年5月27日提出、行方市農業委員長 高塚利英。
局		案件につきましては、第10項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。
2	番	1項の調査員より調査の報告を求めます。2番、谷田川委員。
		2番、谷田川です。1項の調査報告をいたします。
		調査については、麻生、太田両地区4人で調査をまいりました。
		譲受人は、東京都の建築業を営む法人です。渡人は市内石神在住の男性です。申請事由ですが、東関道工事の現場詰の支所として使用するため、区分については賃貸借権です。場所は、石神地内のラーメン店の裏手になります。調査の結果、書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査委員より調査の報告を求めます。8番、古渡委員。
8	番	8番、古渡です。第2項の調査報告をいたします。
		小沼委員や農業委員の郡司委員に同行していただきました。
		譲受人は、土浦市の株式会社です。譲渡人は、行方市玉造甲に住む農業の61歳の男性です。受人は、この土地に介護付き有料老人ホームを建てたいそうです。場所は、高須地区内のホームセンターの裏になります。必要書類も添付され、何ら問題がないと判断してまいりました。皆様方のご審議よろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）

議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議 6	長 番	次に、3項の調査委員より調査の報告を求めます。6番、平塚委員。 6番、平塚です。第3項の調査報告をいたします。 この調査には、橋本委員、宮内、内山両推進委員のご協力をいただきました。 受人は、行方市四鹿在住、80代農業の方です。渡人は同じく四鹿在住、20代会社員の方です。この案件は、今年2月の総会において、農振除外をした方です。渡人は受人の祖父で、当該農地から北へ50メートルほどの所に住んでいます。受人は、現在、当該土地の西20メートルほどの所に、父親所有の住宅と一緒に住んで、婚姻することとなり、早く自己の住宅を建てたいとの思いで、祖父に相談したところ、快く返事が来たそうです。当該土地は、県道佐原鉾田水戸線の潮来と繁昌の境を西へ1キロほどの所で、面積は9,463平米のうち6つ、農地贈与した468.79平米で、自己用住宅のための使用貸借です。周辺の家への影響はなく、必要書類も添付され、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題なく、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議 8	長 番	次に、4項の調査委員より調査の報告を求めます。8番、古渡委員。 8番、古渡です。第4項の調査報告をいたします。 この案件には、農業委員の郡司さんに同行していただきました。 譲受人は行方市、譲渡人は、同市玉造甲に住む農業の男性の方です。受人は、この土地をふれあいランドの駐車場にしたいそうです。場所はふれあいランドから北へ300メートルぐらいの所です。必要書類もそろっているため、何ら問題がないと判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類が整い、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議 2	長 番	次に、5項の調査委員より調査の報告を求めます。2番、谷田川委員。 2番、谷田川です。5項の調査報告をいたします。 調査については、麻生、太田両地区4名で、調査をしてまいりました。 譲受人は、鹿嶋市の建材業を営む法人です。渡人も、同じく鹿嶋市在住の男性です。申請事由については、砂利採取場の浸透施設で使用するため、区分については、賃貸借権です。調査の結果、書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、書類等も整い、許可相当ということでした。審議をお願いいたしま

全 議	員 長	す。ご異議ございませんか。
		異議なし。（全員一致）
		異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議 7	長 番	次に、6項の調査委員より調査の報告を求めます。7番、横瀬委員。
		7番、横瀬です。第6項の調査報告をします。
		この案件につきましては、茂木委員、石間推進委員とともに調査してまいりました。
議	長	受人は、広島市太陽光発電事業を手がける代表です。渡人は、当市山田に在住し、農業の73歳の男性です。申請事由につきましては、記載のとおり、30年以上放棄地だった畑を有効利用したいということで、必要書類も整っており、許可されており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
		調査の結果は、必要書類もそろっている、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
		異議なし。（全員一致）
全 議	員 長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 8番	次に、7項の調査委員より調査の報告を求めます。18番、根崎委員。
		18番、根崎です。第7項の調査報告をします。
		この案件は、風間、内藤両委員、関口、石田両推進委員と調査してきました。
議	長	譲受人は、小美玉市在住、46歳の男性です。渡人は、市内若海在住、77歳無職の男性です。2人の関係は実の親子です。両親の住んでいる近くに自宅を建てることになり、使用貸借で申請されたものです。場所は玉造工業高校の隣です。関係書類もそろっており、許可相当と調査してきました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。
		調査の結果、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
		異議なし。（全員一致）
全 議	員 長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 8番	次に、8項の調査委員より調査の報告を求めます。18番、根崎委員。
		18番、根崎です。第8項の調査報告をします。
		この案件は、風間、内藤両委員、石田、関口両推進委員と調査してきました。
議	長	譲受人は、鹿嶋市の法人、土木建設業代表の男性です。渡人は、市内若海在住、無職の女性です。太陽発電施設の管理、メンテナンスを行うための資材置場として使用したいということで、所有権移転で申請されたものです。場所は、若海地内の老人保健施設の西側300メートルくらいの所です。関係書類もそろっており、許可相当と調査してきました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上。
		調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ござ

		いませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 1 番	次に、9項の調査委員より調査の報告を求めます。11番、風間委員。 11番、風間です。この案件は、内藤委員さんの報告ではありますが、都合により代読での報告といたします。 第9項の調査報告をいたします。この案件につきましては、風間、根崎委員、関口、石田推進委員さんとともに調査してまいりました。 譲受人は、市内浜に在住する60歳の男性です。譲渡人は、市内山田に在住する73歳の男性です。申請事由につきましては、駐車場整備、区分は、売買による所有権移転です。譲受人は、空き家を購入したところ、駐車場がなく不便により、宅地隣の休耕地を購入したいとのことです。調査の結果、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 1 番	次に、10項の調査委員より調査の報告を求めます。11番、風間委員。 11番、風間です。この件も内藤委員さんの報告ではありますが、都合により代読での報告といたします。 第10項の調査報告をいたします。この案件につきましては、風間、根崎両委員、関口、石田推進委員さんの協力の下、調査してまいりました。 譲受人の方は、行方市浜に在住する会社役員41歳の男性です。譲渡人の方は、行方市浜に在住する70歳会社員の男性です。2人の関係は親子です。申請事由は、進入路、区分については、贈与で所有権移転となります。必要書類としては、事業計画、始末書も整っております。調査の結果、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく願います。以上です。
議	長	事業計画書、始末書等添付されており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。
議	長	（議案第42号） 次に、議案第42号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第42号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和6年5月27日提出、行方市農

		業委員会長 高塚利英。 案件につきましては、第4項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。4番、茂木委員。
4	番	4番、茂木です。第5条計画変更、1項の調査の報告をします。 この案件には、横瀬、石間両委員の協力を得て調査してまいりました。 申請人は、50歳男性、行方市繁昌地区において建材業をしています。渡人は、行方市小幡に住む男性です。申請事由ですが、令和3年6月22日から令和6年6月3日までに、同氏の畑553平米と498平方メートル2か所を、令和7年6月9日までに転用期間を変更したい。期間内に達成できなかった理由として、採取土に粘土質が含まれており、分別しながらの作業に時間を要してしまったため、時間がかかりました。関係書類も整っており、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項、3項、4項は関連がありますので、一括審議といたします。それでは、調査委員より調査の報告を求めます。2番、谷田川委員。
2	番	2番、谷田川です。2項、3項、4項は関連がありますので、一括で調査報告をいたします。 なお、調査については、麻生、太田両地区4名で調査をしてまいりました。 受人は、2項、3項、4項とも、鹿嶋市の建材業を営む法人です。2項の渡人は、水戸市在住の男性、3項の渡人は、市内石神在住の男性、4項の渡人は、鹿嶋市在住の男性です。申請事由は、3項とも砂利採取の搬出入路で使用するため、区分については、3項とも同じく賃貸借権です。事業拡大に伴い、期間内に採取が終わらなかったため、期間の延長となりました。調査の結果、書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、書類等も整い、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項、3項、4項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第43号）
議	長	次に、議案第43号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局		議案第43号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。 令和6年5月27日提出、行方市農業委員長 高塚利英。 案件につきましては、第4項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議長	8番	それでは、1項ごとに審議をいたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。8番、古渡委員。 8番、古渡です。第1項の調査報告をいたします。 この案件には、推進委員の川島さんに同行していただきました。 願い出人は、行方市玉造甲に住む男性の方です。この畑は24年頃前から耕作しておらず、耕作放棄地になったそうです。復元が困難のため、交付相当と判断してまいりました。場所は玉造幼稚園から東へ100メートルぐらいのところ。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議長	長	調査の結果は、交付相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議	員	異議なし。（全員一致）
議長	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定をいたします。
議長	15番	次に、2項の調査委員より調査の報告を求めます。15番、郡司委員。 15番、郡司です。第2項の調査報告いたします。 この案件については、鈴木推進委員とともに調査してまいりました。 申請人は、70代で行方市西蓮寺に在住し、農業の方です。申請事由については、地目変更を登記するための非農地証明の交付になります。場所は、西蓮寺のお寺さんより北へ約1キロのところになります。20年前頃から耕作しておらず、現在は、原野化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付が妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。
議長	長	調査の結果は、非農地証明発行妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議	員	異議なし。（全員一致）
議長	長	異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定をいたします。
議長	15番	次に、3項の調査委員より調査の報告を求めます。15番、郡司委員。 15番、郡司です。第3項の調査報告いたします。 この案件については、鈴木推進委員とともに調査してまいりました。 申請人は、70代で行方市井上に在住し、無職の方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は、県道山田玉造線沿いの井上浄水場のそばになります。30年前頃から耕作しておらず、現在は山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証

		明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明交付妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、３項は証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	次に、４項の調査委員より調査の報告を求めます。８番、古渡委員。
８	番	８番、古渡です。第４項の調査報告をいたします。 この案件には、推進委員の川島さんに同行していただきました。 願い出入は、同市玉造甲に住む男性の方です。１筆から６筆まで山林化、住宅化、原野化になっており、現況写真にあるように、復元が困難と判断してまいりました。皆様方のご審議よろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、農地に復元することは困難ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、４項は証明書を交付することに決定をいたします。
		（議案第４４号）
議	長	次に、議案第４４号 令和５年度推進委員等の最適化活動の点検・評価についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第４４号 令和５年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、下記のとおり提案する。令和６年５月２７日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。
局		中身につきましては、別紙のとおりということで、資料１をご覧ください。 この中で、毎月活動の報告をしていただいたものが集計されたものとなっております。 資料のナンバー１をかいつまんで説明させていただきます。 まず、最適化活動の実施状況でございますが、全員の活動日数、合計で２，５６９日ということでございます。前年と比較して３２８日増加しておりました。 次に、中段、成果目標の達成状況。まず、農地集積、集積率の達成状況ですが、９５．１０％。それから、遊休農地解消面積、こちらの達成状況ですが、３５．７１％。それから、新規参入者へ所有者等からの同意を得るため、こちらについては、１５８．８６％ということでございました。 次に、中段の右側です。自己点検評価というところではありますが、皆様全員の意見を書くことが、ちょっと欄が少なくてできないんですけれども、大方のものについて記載をしているところでもあります。 まず、記録の習慣というのが、まだちょっと定着していないというような報告が多く挙げられておりました。また、活動はしているけれども、担い手探し、こういったものに大変苦慮しているというような意見が多く出されておりました。全体とし

		ての評価というところ、下のほうになりますけれども、成果結果、成績結果ですが、こちらについては、目標をやや下回る結果となったということでございます。次のページをお開きいただきまして、ページの真ん中辺ですけれども、推進委員が最適化活動を行う日数、目標が令和5年度、皆さん1か月あたり6日、こちらに対して、1か月あたりの実績が6.12日という結果でございました。目標のほうは、稼働日数は超えているということです。こちらについては、総会のほうで意見を出していただいて、それを取りまとめる必要がありますので、どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。
議	長	先ほど事務局のほうからの説明につきましては、皆様からのご意見があればお願いいたします。16番、椎名委員。
1	6番	16番、椎名です。稼働日数が、今回の目標である月平均6日を上回る結果となっています。今後は、より一層の農地利用最適化活動の推進を図っていく必要があると思います。以上です。
議	長	ありがとうございました。そのほかご意見ございますか。
1	2番	12番、根本委員。
		12番、根本です。農地部長のほうよりお願い申し上げます。集積率において、目標の40.74%を若干下回る結果となっています。今年度は、農地の集積に向けた活動を強化していきたいと考えております。皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	ありがとうございました。その他ご意見ございますか。
		それではないようですので、皆様の審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価については、原案のとおり決定といたします。よろしくお願いをいたします。
		（議案第45号）
議	長	次に、議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和6年5月27日提出、行方市農業委員長 高塚利英。
局		別紙、資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。
		行方市長より、農業委員長宛てに農用地利用促進計画案に関わる意見を求められております。計画案は、令和6年7月1日始期、新規の6件、15筆、3万4,097平米。令和7年1月1日始期の継続で1件、2筆、8,639平米となります。詳細につきましては、次のページ、一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。

議
全
議

長
員
長

それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
異議なし。（全員一致）
異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の
意見決定については、原案のとおり決定といたします。

議

長

（報告第25号）（報告第26号）（報告第27号）（報告第28号）
（報告第29号）
次に、報告案件に入ります。報告第25号 不動産登記法第105条第2号の仮登
記情報について、報告第26号 制限除外の移動届の受理について、報告第27号
農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第28号 農
地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第29号 農業委員
及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上、報告案件について、一括し
て事務局より説明願います。

事 務 局

報告第25号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について、下記のとおり
報告する。令和6年5月27日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。
こちらは議案第41号第9項で審議しましたとおり、駐車場整備に伴う所有権移転
仮登記となっています。
続きまして、報告第26号 制限除外の移動届の受理について、下記のとおり報告
する。令和6年5月27日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。
第1項につきましては、高圧各送電線鉄塔建設工事用地のための届出となります。
第2項につきましては、農業用倉庫設置のための届出となります。
続きまして、報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理に
ついて、下記のとおり報告する。令和6年5月27日提出、行方市農業委員会長
高塚利英。
こちらは相続により所有権を取得された届出の一覧となります。第2項から第3項
までとなります。ご確認くださいと思います。
続きまして、報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につ
いて、下記のとおり報告する。令和6年5月27日提出、行方市農業委員会長 高
塚利英。
こちらは合意解約により賃借権を解約した通知の一覧となっています。第1項から
第12項までとなります。こちらをご確認をいただきたいと思います。
続きまして、報告第29号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況につ
いて、下記のとおり報告する。令和6年5月27日提出、行方市農業委員会長 高塚
利英。
こちらは4月に提出いただきました各委員の活動状況を集計したものとなります。
こちらをご確認をいただきたいと思います。以上です。

議

長

報告案件について審議を求めます。ご異議ございませんか。

全
議

員 異議なし。（全員一致）
長 異議なしと認めます。

（閉会宣告） 午後 3時51分

議

長 それでは、これによって本総会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、第6回総会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。